

「仏暦二五五三年・公務機関、国営企業もしくは民間が環境影響分析報告を作成しなければならない、コミュニティに対し環境、天然資源及び健康の質に激しい影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める天然資源環境省布告（第二版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五三年・公務機関、国営企業もしくは民間が環境影響分析報告を作成しなければならない、コミュニティに対し環境、天然資源及び健康の質に激しい影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める天然資源環境省布告（第二版）

第一項

仏暦二五五三年・公務機関、国営企業もしくは民間が環境影響分析報告を作成しなければならない、コミュニティに対し環境、天然資源及び健康の質に激しい影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める天然資源環境省布告の末尾添付書類の第7番におけるプロジェクトまたは事業、規模、及び原則、方法、行動規則の欄の内容を廃止し、以下の内容に代える。

7、廃棄物の質を改変する工場、または危険廃棄物の焼却もしくは埋立てのある、工場法に基づくゴミもしくは廃棄物に係る事業を営む工場。ただしセメント焼成炉での代替原料、もしくは補助燃料としての使用は除く。[注／（第一版）工場法に基づく危険廃棄物の焼却もしくは埋立てを有する、工場法に基づく廃棄物処理工場、またはゴミもしくは廃棄物に係る事業を営む工場。ただしセメント焼成炉での燃料としての使用は除く。]

すべての規模。

建設許可申請段階、または営業許可申請段階で提出。

第二項

仏暦二五五三年・公務機関、国営企業もしくは民間が環境影響分析報告を作成しなければならない、コミュニティに対し環境、天然資源及び健康の質に激しい影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める天然資源環境省布告の末尾添付書類の第9番におけるプロジェクトまたは事業、規模、及び原則、方法、行動規則の欄の内容を廃止し、以下の内容に代える。

9、港湾。

(1) 埠頭の全長が300メートル以上、または面積が1万平方メートル以上の港。ただし生活物資運搬用の船着場、観光用の港は除く。[注／（第一版）ただし客船の船着場、生活物資運搬用の船着場、娯楽用及びスポーツ用船舶のハーバーは除く。]

(2) 10万立方メートル以上の水路浚渫のある港。[注／（第一版）ただし客船の船着場、生活物資運搬用の船着場、娯楽用及びスポーツ用船舶のハーバーは除く。]

(3) 月2万5000トンまたは年25万トン以上の第1種発癌性物質である危険物質または危険廃棄物の積み下ろしのある港。

(原則、方法、行動規則) プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

第三項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[注／官報公示日は二〇一〇年十一月二十九日]
(おわり)